## 案件

## いじめ対策の取り組みについて

市長公室 人権政策課 学校教育部 児童生徒課

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、いじめを市全体の問題として捉え、教育委員会の体制を強化するとともに、市長部局にいじめ対策担当を設置し、市長部局と教育委員会の連携を強化して取り組んでいます。

また、令和6年(2024年)4月には、枚方市いじめ防止基本方針を改訂するなど、いじめの未 然防止、早期発見、対処、対策に力を入れていじめ防止対策に取り組んでいるところです。

こうした中、いじめ防止対策推進法に基づき、本市におけるいじめ対策に係る第三者委員会等の組織を新たに制定する条例に集約し、総合的かつ一体的ないじめ防止対策の推進を図るものです。

## 2. 内容

#### (1) いじめ対策のこれまでの取り組み

いじめの認知件数や、市長部局と教育委員会が連携し取り組んだいじめの対策は次のとおりです。

① 枚方市いじめ認知件数

研修を重ね、いじめの定義を浸透させてきた ことにより、いじめとして把握されるように なり、認知件数が増加してきた。



#### 【いじめの定義】いじめ防止対策推進法第2条より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

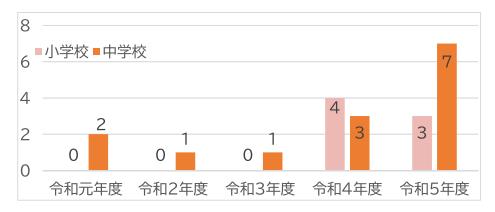
×「自分より弱いものに対して」

×「一方的に」

×「継続的に」

#### ② 枚方市いじめ重大事態発生件数

いじめ認知後、専門家を交え、丁寧に事案を 把握することにより、重大事態として認知 し、しっかりと対応するようになった。



【いじめの「重大事態」の定義】いじめ防止対策推進法第28条より

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校 を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める とき。
  - ※「相当期間」=年間30日を目安

## ③ いじめ相談窓口(人権政策課)

相談窓口	令和5年度(7月~3月)相談受付件数 延68件			令和6年度(4月~12月)相談受付件数 延81件		
	件数	内、相談者	内、件数	件数	内、相談者	内、件数
電話	3 1 件	児童生徒	11件	18件	児童生徒	5件
		保護者等	20件		保護者等	13件
面 談	5件	児童生徒	3件	10件	児童生徒	8件
		保護者等	2件		保護者等	2件
メール	4件	児童生徒	0件	5件	児童生徒	1件
		保護者等	4件		保護者等	4件
手 紙	28件	児童生徒	28件	48件	児童生徒	47件
		保護者等	0件		保護者等	1件
計	68件			81件		

- 相談者の意向により、これまでの相談は傾聴・助言が多い。
- 相談者の意向に応じて、学校と連携する事案もあり。
- 手紙による相談は、小学校低学年が多い。
- いじめ以外の困りごとへの相談にも関係課と連携し対応する。

#### ④いじめ対策の充実

・ 令和5年度から

人権政策課に、いじめ相談窓口設置 (いじめ相談員3人、弁護士) 児童生徒課に、いじめ対策グループを設置(指導主事2人、元校長、弁護士、SSW、SC)

- ・ 教育委員会と市長部局でいじめに係る情報を共有し、連携等を行う会議を月1回以上開催
- ・ いじめ相談手紙への対応で、相談者の意向に応じ教育委員会と学校訪問する等の連携強化
- ・ いじめ防止ワークショップを留守家庭児童会室でモデル実施
- ・ 保護者等向けのいじめ防止啓発リーフレットを作成
- ・ いじめの未然防止、早期発見、早期対応の組織的な取り組みのための管理職や教職員への研修を実施

#### (2) いじめ対策の組織体制の整理

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめを市全体の問題として捉え、市、教育委員会、学校、関係機関等が、相互に連携し、市の状況に応じたいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)など、実効性のある対策を推進しているところです。本市では、市を挙げていじめの防止等に取り組んでいくこととしていることから、いじめ防止対策推進法に基づく組織を同一条例に集約し、各組織がそれぞれの役割のもと連携強化を図り、総合的かつ一体的に対策を実行していくための体制を構築するものです。

### ①いじめ対策の組織及び役割表

	組織名及び根拠法等	役割及び構成員
いじめ防止等の対策	<ul><li>○いじめ問題対策連絡協議会</li><li>【所管】市長部局</li><li>【根拠法】いじめ防止対策推進法第14条第1項</li><li>&lt;現行&gt;</li><li>【所管】教育委員会 ※要項設置</li><li>【根拠法】いじめ防止対策推進法第1条</li></ul>	【役 割】いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携強化及び取り組みの推進に関し必要な事項を協議する。 【構成員】市・教育委員会事務局の職員、小・中学校長会人権・地域福祉に関する団体、関係行政機関
	○学校いじめ対策審議会 【所管】教育委員会 【根拠法】いじめ防止対策推進法第14条第3項 <現行> 【根拠法】いじめ防止対策推進法第1条	【役 割】教育委員会の諮問等に応じ、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査審議を行う。 【構成員】学識経験を有する者、福祉・臨床心理に関する専門的知識を有する者
いじめ重大	<ul><li>○学校いじめ重大事態調査委員会</li><li>【所管】教育委員会</li><li>【根拠法】いじめ防止対策推進法第28条第1項</li></ul>	【役 割】教育委員会の諮問に応じ、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議を行う。 【構成員】学識経験を有する者、臨床心理に関する専門的知識を有する者
事態の調査	○いじめ問題再調査委員会 【所管】市長部局 【根拠法】 <u>いじめ防止対策推進法第30条第2項</u>	【役 割】市長の諮問に応じ、いじめの重大事態調査の結果 について調査審議を行う。 【構成員】学識経験を有する者、福祉・臨床心理等に関する 専門的知識を有する者

※その他、小中学校には、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うとともに、いじめ重大事態の調査を行うための「校内いじめ防止対策委員会」が組織されています(各学校の「学校いじめ防止基本方針」において設置。構成員:複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者)。

②いじめ対策組織体制図

## 枚方市の総合的ないじめ対策体制

学校 教育委員会 市長部局 外部 法務局 児童生徒課いじめ対策係||人権政策課いじめ対策係|| すべての教職員 子ども部署 子ども家庭センター いじめ 指導主事 元校長 弁護士 警察署 相談員 福祉部署等 SC 弁護士 SSW いじめ問題対策連絡協議会 (市、教育委員会、学校、人権・地域福祉に関する団体、関係行政機関等) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携強化、取り組みの推進 学校いじめ対策審議会 (第三者による附属機関) 校内いじめ防止対策 委員会 いじめ防止対策の審議 校長、教頭 首席 (教務主任) いじめ対策推進委員会<庁内委員会> 生徒指導主事 (教育・子ども・福祉部署等) (生徒指導主担者) いじめ対策の体制、いじめ防止基本方針の改訂 養護教諭、学年主任 スクールカウンセラー (まカ) 重層的支援会議 必要に応じ いじめ連携会議 ※PTA,関係機関と連携 連携 いじめ防止等の対策 子どもの育ち見守り 重大事態の場合 連携会議 いじめ問題再調査委員会 学校へじめ重大事に話 同上 第三者による附属機関

重大事態の調査

第三者による附属機関の重大事態の再調査

重大事態の調査

# いじめ防止対策 検討フロー

## いじめ事案・いじめ相談

学校いじめ重大事態調査委員会

校内いじめ防止対策委員会

いじめ問題再調査委員会

事案·相談対応

<連携>

学校・教育委員会・市長部局・

関係機関(法務局、子ども家庭センター、警察署等)

対策を実行!

実績報告

諮問・意見聴取

答申·助言

学校いじめ対策審議会

(第三者による附属機関)

- 実効的ないじめ防止対策の審議
- ・ いじめ防止基本方針への反映の 審議

課題整理

いじめ対策推進委員会<庁内委員会>

・ いじめ対策の体制、いじめ防止基本方針の改訂

市・教委の対策の具体化

実績・課題 報告

検討結果

布域全体の 取り組み検討

(市、教育委員会、学校、人権・地域福祉に関する団体、関係行政機関等)

・ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携強化、取り組みの推進

## 3. 実施時期等

令和7年(2025年)2月 総務委員協議会及び教育子育て委員協議会へ報告

令和7年(2025年)3月 3月定例月議会に「(仮称) 枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設

置条例」の議案を提出

令和7年(2025年)4月 条例に基づきいじめ防止対策を推進

## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標11 すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち







## 5. 関係法令・条例等

- ○いじめ防止対策推進法
- ○いじめの防止等のための基本的な方針
- ○枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要項
- ○枚方市附属機関条例
- ○枚方市学校いじめ重大事態調査委員会条例
- ○枚方市いじめ問題再調査委員会条例
- ○枚方市いじめ防止基本方針
- ○こども基本法
- ○子どもを守る条例

## 6. 事業費・財源及びコスト

- ・いじめ問題対策連絡協議会 76千円<人権施策推進事業費・報償金>
  - 一般財源 76千円(9,500円×4人×2回)
- ・学校いじめ対策審議会 665千円<いじめ問題対策事業経費・委員報酬>
  - 一般財源 665千円(9,500円×5人×14回)

- ・学校いじめ重大事態調査委員会 15,840千円 < いじめ問題対策事業経費・委員報酬 >
  - 一般財源 15,840千円(【会議出席】22,000円×3人×20回×2件、

【調査・資料作成】11,000円 $\times 5$ 時間 $\times 3$ 人 $\times 40$ 回 $\times 2$ 件)

- ・いじめ問題再調査委員会 1,760千円<人権施策推進事業費・委員報酬>
  - 一般財源 1,760千円(【会議出席】22,000円×4人×5回、

【調查·資料作成】11,000円×4人×30時間)

(令和7年度当初予算計上予定)